携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン

平成20年12月11日三重県県土整備部

このガイドラインは、携帯電話基地局の設置に関して、三重県景観計画に定める行為の制限における景観形成基準への適合のため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものであり、事業者が、このガイドラインに沿って設置計画を進め、良好な景観の形成を促進するために定めるものです。

1 高さ

必要最小限の高さとすること。

2 色彩

背景との調和に留意し、次のとおりとする。

- (1) 樹林地に隣接する場合や山間部では、鉄塔や設備機器類、フェンスが背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの(マンセル値 5YR3/2 程度)又は灰色で低明度のもの(マンセル値 N4.5 程度)とすること。
- (2) (1)以外の場所においては、鉄塔が空に溶け込むように、灰色で中明度のもの(マンセル値 N7.0 程度)とすること。ただし、設置場所の周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。

3 鉄塔の構造(形状)

設置場所の周辺の状況に応じて、 モノポール型(鋼管柱)又は アングルトラス型とすること。

4 緑化

自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や自然公園区域内において 設備機器類を設置する場合は、遮蔽効果のある生垣等により緑化を行うこと。

5 設置場所

次の事項に留意のうえ選定すること。

- (1) 主要な視点場からの眺望を妨げる場所は避けること。
- (2) 歴史・文化的な景観資産の近傍は避けること。
- (3) 国道や主要地方道等の主要な道路沿いは避けること。
- (4) 住宅地やまとまりのある農地においては、目立つ場所は避けること。

6 共用化

携帯電話基地局の設置が必要となった場合は、他社の携帯電話基地局との共用化について検討すること。

7 事前相談

設置場所等についての変更等が可能となる候補地選定段階で事前相談を行うこと。